

第197号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー10月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り
新鮮情報

断っているのに しつこい勧誘電話 法律違反です

事例1 毎日のように「何にでも効く」という健康食品の**勧誘電話**がかかってくる。あまりに**しつこい**ので購入を**承諾**してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約11万円と**高額**だ。年金生活で支払いも厳しく、**解約**したい。(80歳代)

再勧誘は法律違反!
ですよ!!



事例2 お得な電気料金のプランがあると**電話**がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「**必要ない**」と言っているのに、**何度も電話**がある。電話が**来ないように**してほしい。(80歳代)

ひとこと助言



- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

消費生活関連

10月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・プロパンガス販売店から「ガス料金の比較をしないか, パンフレットを届けたい」と電話があった。
- ・何でも買い取るという業者から「近くまで来ている」と電話があったが, 家の者が断った。
- ・不用品靴 1 足でも買い取るとの電話があったが, 断った。

消費生活相談員からのコメント

相変わらず, 買い取り業者からの勧誘電話があったとの報告が複数寄せられています。「何でも買い取る」「不用品靴1足でも買い取る」と言われたとしても, 業者の最終的な目的は「貴金属」を買い取る事例が多く寄せられています。「何でも買い取ってくれるならと, 来訪を了承したところ, 貴金属を出すまで帰ってもらえなかった。」などの悪質な事例がありました。訪問買い取りを必要としない場合は, きっぱり断りましょう。

通信販売

- ・SNSを通じて, 知人から「今, 暇? 暇ならコンビニ〇〇で※※※のプリペイドカードを数枚買って来て」というメッセージが届いた。友人は SNS のアカウントが乗っ取られたのではないかとと思われる。
- ・「不在の為, 荷物を持ち帰りました。こちらでご確認ください」と, URLが書かれた不審なショートメッセージが入った。
- ・携帯電話のキャリアメールに「重要, 〇〇からのお知らせ」と, 携帯電話会社の名称が入ったメッセージが届いた。翌日も同様のメールが届いた。

消費生活相談員からのコメント

ショートメッセージで届く「宅配事業者を装った不在通知」にご注意ください。

ウォッチャーさんから報告があった「不在の為, 荷物を持ち帰りました。こちらでご確認ください」と, 書かれたメッセージには, 宅配業者のニセサイトに誘導する URL が記載されていることが多く, このサイトにアクセスしてアプリをインストールした結果, 同じ内容の(宅配業者を装った)メッセージが, 今度は自身のスマートフォンから, 他の多数の宛先に自動送信されてしまうことがあります。その結果, 身に覚えのない通信料の請求を受ける場合や, このメールを受けた人から問い合わせ殺到する場合があります。

また, アクセスしたサイトで入力した ID・パスワード, 暗証番号, 認証コード等が携帯電話会社のキャリア決済などで不正利用され, 身に覚えのない請求を受けるケースもあります。宅配事業者の名称で「不在通知」のメールが届いた場合は, 安易に URL にアクセスしないようご注意ください。(参考: 国民生活センターHP)



その他

- ・固定電話を解約し, 携帯電話を使用している。これまで固定電話に頻繁に来ていた勧誘電話を受けなくて良くなったので気持ちが楽になった。

食品の品質表示

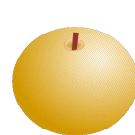
10月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈10月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	しいたけ	名称・産地	22	有	22
					無	0
		梨	21	有	21	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	豚肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		チーズ	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・PB商品のチーズの第1原材料の原産地表示が、「外国製造 国内製造」と表示されていて外国製造の国名の表示がなかった。
- ・豚肉の種類によって国内産、宮城県産と表示されていた。
- ・調査店舗に梨が売っていなかった。



消費生活相談員のコメント

・チーズの原産地表示について



原材料が加工食品の場合、原則としてその食品が製造された「製造地」を表示します。国産品の場合は「国内製造」、輸入品の場合は「〇〇製造」(〇〇は原産国名)と表示します。

但し、例外として、3カ国以上の外国の産地の原材料が使われている場合、「輸入」とくくって表示できる「大括り表示」が認められています。輸入と国産を両方とも使っている場合は、「輸入、国産」などと表示します。この場合は輸入品の合計のほうが国産品の合計よりも重量割合が高いことを意味します。また、原材料が加工品の場合、3カ国以上の製造地をまとめて「大括り表示」で「外国製造」と表示できます

～国民生活センター 国民生活 2020年7月号より抜粋～

・豚肉の表示について



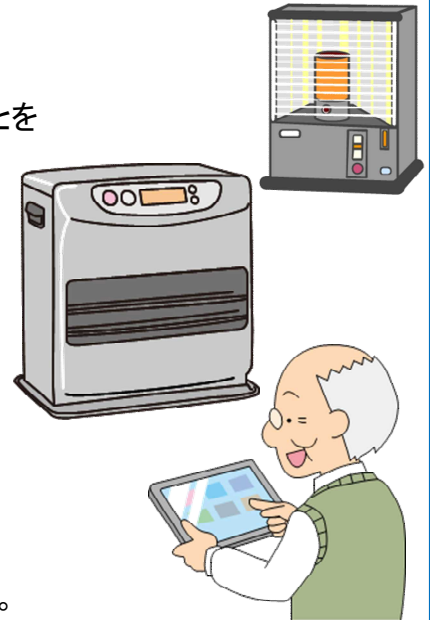
原産地を表示する原材料が国産品である場合は、「国産」の表示に変えて都道府県名等の一般的に知られている地名の表示を行うことも可能です。

～編集後記～

部屋を暖かく快適にしてくれる石油ストーブ及び石油ファンヒーターの事故がシーズン初めの毎年11月頃から多く発生しているようです。使い始めのこの季節こそ、正しい使い方を身に付けて事故を防ぎましょう。

石油ストーブ等を使用する前の5つのチェックポイント

1. ほこりがたまっていれば取り除く。
2. 対震自動消火装置が正しく作動することを確認する。さらに、石油ストーブの場合は、燃焼筒が正しく取り付けられていることを確認する。
3. 燃料は新しい灯油を使い、昨シーズンの灯油は使わない。ガソリンの誤給油を防ぐための対策を徹底する。
4. カートリッジタンクの給油口蓋が確実に閉まっていること、漏れがないことを確認する。
5. 機器と周囲の壁や可燃物との十分な距離が確保できていることを確認する。



高齢者による石油ストーブ等の事故を防ぐために

長年使い慣れていても、今一度、正しい使い方を確認しましょう。
御家族や周囲の方は機器の状態と使い方の確認等の見守りをお願いします。

～消費者庁HPより一部引用～

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)



令和5年11月27日 発行